

第 2 1 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

清掃業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 清掃事務所に勤務する職員（以下「清掃職員」という。）が、
廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に
従事したとき。
- (2) 清掃職員が、廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業に
従事したとき。
- (3) 平成 1 8 年 3 月 3 1 日において職員の給与に関する条例（昭
和 2 6 年東京都条例第 7 5 号）別表第 1 の適用を受け、同年 4
月 1 日から足立区職員の給与に関する条例別表第 1 の適用を受
ける清掃職員が、正規の勤務時間を年末年始の日（1 月 1 日か
ら同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの間をい
う。）に割り振られ、当該勤務に従事したとき。

第 1 3 条第 2 項中「従事した日 1 日につき 7 0 0 円」を「次の各号の
区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第 1 号に規定する場合 従事した日 1 日につき 7 0 0 円
- (2) 前項第 2 号に規定する場合 従事した日 1 日につき 3 0 0 円
- (3) 前項第 3 号に規定する場合 従事した日 1 日につき 1 , 8 0
0 円

第13条に次の1項を加える。

- 3 従事した日1日について、第1項第1号から同項第3号までに規定する場合が重複したときは、前項各号に規定する額を合算することができる。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

清掃業務手当を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。